

アルコール検査による 処分はやめろ！

4月1日より在来線、乗務員に対して出勤時にアルコール検査の義務づけがされました。運輸区職場ではこれまでに9件のアルコール基準値を超えた数値が検出された社員がいます。

この中で、数値を超えた社員に対して処分が出されています。処分内容は嚴重注意から減給懲戒処分までまちまちです。行路のよっては食事直後に検査をする行路もあり、安心して食事もできない現状です。一方、添乗乗務をする管理者に対してはアルコール検査は行われていません。何故なのでしょう？

名古屋地本は、職場の声を集約し、申第2号を申し入れをしました。

アルコール検知器による心身状況確認に関する申し入れ

4月1日、在来線乗務員職場でアルコール検知器を使用した心身状況確認が開始されたが、アルコールが検知され乗務不可とされるた事象が相次いで発生している。そうした中、当事者に対する処分が明らかになってきたが、事象により異なった処分が出されているようである。

出勤時におけるアルコール検知器使用は「30年春のダイヤ改正」説明時に書面もなく一方的に知らされ議論も尽くされていない。そもそも、アルコールへの対応は、これまで人間の感覚に頼ってきた。装置による検査は始まったばかりであり、感覚と装置の検出度合いの違いは誰も知り得ないところある。

装置によって検出された数値＝処分という、処分ありきの会社の姿勢には同意できず、現場社員も大きな不信感を持っている。

よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉もしくは業務委員会を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. アルコール検査で乗務不可となった乗務員に対して出された処分は、乗務する意志を持って出勤している社員に対して極めて理不尽な処遇である。処分内容も一回で減給という重い懲戒処分である。人間の感覚と装置の検出度合いの違いの理解は各人各々であり、初めて体験したことを踏まえ、これまで出した処分を撤回すること。今後もアルコール検査による処分は科さないこと。処分ありきの姿勢を改め、これまでの処分を撤回すること。
2. アルコール検査は出勤点呼時に行われているが、食事によるアルコール検出を恐れて検査前は食事も取れない。アルコール検査は任意のタイミングで行えるようにすること。
3. 管理者が添乗する場合、管理者もアルコール検査を実施すること。管理者がアルコール検査を行わない理由を明らかにすること。
4. 私生活も含め、乗務員は体調管理に努めているところである。しかるに会社は、プロフェッショナルマインド等を唱えながら、全てを乗務員自身の自覚にのみ頼った施策しか実施していない。乗務員の生活に制約を加えるものであるため、会社は責任を持って何らかの基準を示し、それに相応する手当を新設すること。